

# 見附市体育施設の利用予約について

## 予約受付期間について

### 当月又は翌月の予約をする場合

- ⇒随時申請を受付し、先着順で許可証を発行します。
- ※許可証が発行されない場合があります。ご来館の前にお問い合わせください。
- ※利用日時等によって申請できる施設が異なりますので、詳細は裏面の表をご参照ください。

### 2ヶ月先の利用予約をする場合(6月の利用と仮定し例示)

- ⇒4月1日から4月10日まで申請書類を受付し、利用許可証を4月20日に発行します。
- ※期間内に申請書を提出してもすべての希望日に許可が出るとは限りませんので、ご了承ください。
- ※許可の可否については許可証の受取りをもって通知となります。
- ★定期的に利用している団体においても、申請書類の提出が遅れれば、ほかの申請者に許可を出すことになります。

### インターネット予約をする場合

- ⇒公共施設予約システムでの予約は日程調整が完了後の20日から可能となります。
- ※利用日の7日前まで予約可能です。それ以降は申請書でのみ受付します。

#### ★インターネット予約可能施設

総合体育館 今町地区体育館 運動公園テニスコート 市民野球場 上北谷運動広場 北谷スポーツ広場

(例)	4月										5月		6月			
	1日	~	10日	11日	~	19日	20日	~	30日	1日	~	31日	1日	~	31日	
6月を予約する場合	申請受付開始(6月分)	6月分申請受付期間(1日~10日)			申請受付期間終了	日程調整期間(11日~19日)			日程調整完了(6月分)	許可書発行(6月分)	★以降インターネット受付開始		★(随時)申請書提出先着順で許可			
		インターネット予約不可(申請用紙のみでの受付)				インターネット予約不可					★インターネット予約開始(利用日の7日前まで)					

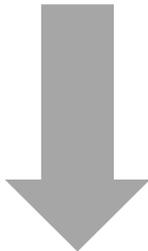
## 予約の方法・利用の流れについて

### 公共施設使用者登録書の提出(団体・個人) ※初回予約時のみ



- 初めての方は「公共施設予約システム」への使用者登録が必須です。
- 用紙は各施設、又は施設ホームページよりご用意ください。
- 次回よりインターネットで予約される方はパスワードを設定してください。
- 登録情報に変更があった場合はお知らせください。

### 施設使用許可申請書の提出



- 電話での予約・仮予約(仮抑え)はできません。空き状況のお知らせのみです。
- 利用時に必要な備品があれば別途「備品借用願」を提出してください。
- 申請書での予約、又はインターネット(期間上図参照)で申請してください。申請用紙は「総合体育館」「今町地区体育館」「運動公園管理棟」「施設ホームページ」のいずれかからご用意ください。

裏面へ続きます

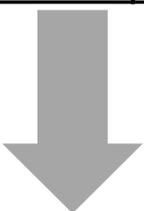
## 許可証発行



- 申請施設に許可証を受け取りにお越してください。
- ※当月又は翌月の予約の場合、許可証が発行されない場合があります。ご来館の前にお問い合わせください。
- ※今町地区体育館のみ、今町地区体育館の申請・許可証の発行が可能です。

## 利用料納付

	屋内施設		屋外施設	
利用施設名	総合体育館 (武道館、弓道場、相撲場合)	今町地区体育館	市民野球場 北谷スポーツ広場 上北谷運動場	運動公園 テニスコート 多目的グラウンド 野球場
申請先	総合体育館	総合体育館 今町地区体育館 ※当日予約は今町体育館	総合体育館	総合体育館 ★テニス・多目的のみ★ 利用日まで8日以上ある場合 →総合体育館 利用日前日～7日以内 →総合体育館又は運動公園管理棟 当日予約 → 運動公園管理棟
納付先	総合体育館	総合体育館 今町地区体育館	総合体育館	総合体育館 運動公園各施設
利用時注意事項	管理員の指示に従ってください。	管理員の指示に従ってください。	無人施設のため、「総合体育館」で各施設の鍵を借用し、利用者の自己責任でご利用ください。 天候、グラウンド不良による利用中止は原則、利用者の自己判断です。利用後は必ず原状復帰できるようにご利用ください。原状復帰費用をお支払いいただく事があります。	管理員の指示に従ってください。  テニスコート早朝利用のみ「総合体育館」で鍵を貸出し、利用者の自己責任でご利用いただけます。
備考	許可証と引き換えに納付	許可証と引き換えに納付	許可証と引き換えに納付 ※天候等の影響で利用が出来ない場合があるので、鍵借用時の納付も可能	許可証と引き換えに納付 ※天候等の影響で利用が出来ない場合があるので、利用日当日の納付も可能



- 次の場合、**キャンセル料として施設使用料を全額負担**していただきます。
  - ①利用日の7日前までに「取消申請書」が提出されなかった場合。
  - ②無断で利用をしなかった場合。
  - ③利用日まで7日以内での「変更」**※利用日同日中の延長・移動を除く**  
※天候不良など、やむをえない場合を除く。  
※無断で利用をしなかった場合、次回の利用をお断りする場合があります。

## 施設利用



- 利用前に受付にお声がけください。使用料は前納となっております。
- 無人施設を利用する際は、事前に総合体育館より鍵を借用してください。

## 利用終了



- 「**利用報告書**」を提出してください。
- 清掃を行ってください。(原状回復、モップ掛け等)
- 鍵・用具の返却や清掃など、丁寧に行われなかった場合、次回からの利用をお断りする場合があります。

お問合せ：見附市総合体育館

TEL:0258-62-3661/FAX0258-62-1000

